議案第9号

木津川市介護保険条例の一部改正について

木津川市介護保険条例(平成19年木津川市条例第113号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月22日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「第9期木津川市介護保険事業計画」により算出した給付見込額に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定めるため所要の改正を行うものです。

る者 83,600円

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例(案)

木津川市介護保険条例(平成19年木津川市条例第113号)の一部を次のように 改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		
(保険料率)	(保険料率)	
第4条 <u>令和6年度</u> から <u>令和8年度</u> までの	第4条 <u>令和3年度</u> から <u>令和5年度</u> までの	
各年度における保険料率は、次の各号に	各年度における保険料率は、次の各号に	
掲げる第1号被保険者の区分に応じそれ	掲げる第1号被保険者の区分に応じそれ	
ぞれ当該各号に定める額とする。	ぞれ当該各号に定める額とする。	
(1) 介護保険法施行令(平成10年	(1) 介護保険法施行令(平成10年	
政令第412号。以下「令」という。)	政令第412号。以下「令」という。)	
第38条第1項第1号に掲げる者	第39条第1項第1号に掲げる者	
31,700円	31,400円	
(2) 令 <u>第38条第1項第2号</u> に掲げ	(2) 令 <u>第39条第1項第2号</u> に掲げ	
る者 47,700円	る者 45,300円	
(3) 令 <u>第38条第1項第3号</u> に掲げ	(3) 令 <u>第39条第1項第3号</u> に掲げ	
る者 48,100円	る者 <u>48,800円</u>	
(4) 令 <u>第38条第1項第4号</u> に掲げ	(4) 令 <u>第39条第1項第4号</u> に掲げ	
る者 <u>62,700円</u>	る者 62,700円	
(5) 令 <u>第38条第1項第5号</u> に掲げ	(5) 令 <u>第39条第1項第5号</u> に掲げ	
る者 69,600円	る者 69,600円	
(6) 令第38条第1項第6号に掲げ	(6) 次のいずれかに該当する者 8	

0,100円

- ア 地方税法(昭和25年法律第22 6号) 第292条第1項第13号に 規定する合計所得金額(以下「合計 所得金額」という。) (租税特別措 置法(昭和32年法律第26号)第 33条の4第1項若しくは第2項、 第34条第1項、第34条の2第1 項、第34条の3第1項、第35条 第1項、第35条の2第1項、第3 5条の3第1項又は第36条の規定 の適用がある場合には、当該合計所 得金額から令第22条の2第2項に 規定する特別控除額を控除して得 た額とし、当該合計所得金額が零を 下回る場合には、零とする。以下同 じ。) が125万円以下であり、か つ、前各号のいずれにも該当しない もの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。))
- (7) 次のいずれかに該当する者 9
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げ

る者 90,500円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げ<u>る者</u> 104,400円

(9) <u>今第38条第1項第9号に掲げ</u> る者 118,400円

- 0,500円
- ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 107,900円
 - ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(今第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)
- (9) <u>次のいずれかに該当する者</u> 118,400円

(10) <u>令第38条第1項第10号に</u> 掲げる者 <u>132</u>, 300円

(11) <u>令第38条第1項第11号に</u> 掲げる者 146,200円

- ア 合計所得金額が400万円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも 該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(今第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 128,800円
 - ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(今第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)
- (11) <u>前各号のいずれにも該当しな</u>い者 139,200円
- ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも

(12) <u>令第38条第1項第12号に</u> 掲げる者 160,100円

(13) <u>前各号のいずれにも該当しな</u><u>い者</u> 167,100円

該当しないもの

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 149,700円
 - ア 合計所得金額が800万円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも 該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イに該当する者を除く。)
- (13) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>1</u>60,100円
 - ア 合計所得金額が1,000万円未 満であり、かつ、前各号のいずれに も該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者 についての保険料の減額賦課に係る令和 6年度から令和8年度までの各年度にお ける保険料率は、同号の規定にかかわら ず、19,900円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者 についての保険料の減額賦課に係る令和 6年度から令和8年度までの各年度にお ける保険料率は、同号の規定にかかわら ず、33,800円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者 についての保険料の減額賦課に係る令和 6年度から令和8年度までの各年度にお ける保険料率は、同号の規定にかかわら ず、47,700円とする。
- のいずれかに該当する場合は、当該第1 号被保険者が令第38条第1項第5号 に掲げる者に該当するものとみなして、 第1項に定める保険料率を適用する。

(1) · (2) (略)

(略) 6

を必要としない状態となるもの(令 第39条第1項第1号イ((1)に 係る部分を除く。) に該当する者を <u>除</u>く。)

- (14) 前各号のいずれにも該当しな い者 163,600円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者 についての保険料の減額賦課に係る令和 3年度から令和5年度までの各年度にお ける保険料率は、同号の規定にかかわら ず、20,900円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者 についての保険料の減額賦課に係る令和 3年度から令和5年度までの各年度にお ける保険料率は、同号の規定にかかわら ず、34,800円とする。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号 のいずれかに該当する場合は、当該第1 号被保険者が令第39条第1項第5号 に掲げる者に該当するものとみなして、 第1項に定める保険料率を適用する。

(1) · (2) (略)

(略) 5

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険 者の資格を喪失した場合における当該第 1号被保険者に係る保険料の額の算定 は、第1号被保険者の資格を喪失した日 の属する月の前月まで<u>月割り</u>をもって行 う。
- 3 保険料の賦課期日後に令<u>第38条第</u> 1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉 年金の受給権を有するに至った者及び (1)に係る者を除く。)、口若しくは 二、第2号口、第3号口、第4号口、第 5号口、第6号口、第7号口、第8号口、 第9号口、第10号口、第11号口又は 第12号口に該当するに至った第1号被 保険者に係る保険料の額は、当該該当す るに至った日の属する月の前月まで月割 りにより算定した当該第1号被保険者に 係る保険料の額と当該該当するに至った 日の属する月から令<u>第38条第1項第1</u> 号から第12号までのいずれかに規定す

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険 者の資格を喪失した場合における当該第 1号被保険者に係る保険料の額の算定 は、第1号被保険者の資格を喪失した日 の属する月の前月まで<u>月割</u>をもって行 う。
- 3 保険料の賦課期日後に令<u>第39条第</u> <u>1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉 年金の受給権を有するに至った者及び (1)に係る者を除く。)、口若しくは 二、第2号口、第3号口、第4号口、第 5号口、第6号口、第7号口、第8号口 <u>又は第9号口</u>に該当するに至った第1号 被保険者に係る保険料の額は、当該該当 するに至った日の属する月の前月まで<u>月</u> <u>割</u>により算定した当該第1号被保険者 に係る保険料の額と当該該当するに至っ た日の属する月から令<u>第39条第1項第</u> <u>1号から第9号</u>までのいずれかに規定す る者として<u>月割</u>により算定した保険料の

る者として<u>月割り</u>により算定した保険料の額の合算額とする。

額の合算額とする。

4 (略)

4 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の木津川市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第9号 木津川市介護保険条例の一部改正について	
担 当 課	高齢介護課 介護保険係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)		
提案に至るまでの経緯	・介護保険事業計画等策定委員会(令和5年度6回開催)・第9期木津川市介護保険事業計画答申(1月16日)・政策会議(1月26日)	
市民参加の状況	■有 □無 介護保険事業計画等策定委員会委員のうち、介護者の代表として 市民に参加いただいています。	
市総合計画の位置付け	基本方針 2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり 政策分野 4 福祉 施 策 ② 高齢者福祉 才. 利用者本位の介護保険事業の推進	
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	□単年度 (年度) □複数年度 (年度)	
将来にわたる効果及び 経費の状況	介護保険料は、3年に1度、介護保険事業計画と併せて見直し となります。今回は、第9期(令和6~8年度)の介護保険料を 定めるための改正となります。 保険料基準額は、現行と同額で据置きし、所得段階区分・料率 は、国の段階に合わせて改正します。 (基準額:年額69,600円、月額5,800円) (段階:14→13、料率:0.3~2.35→0.285~2.4)	